

もうすぐ大人！ 消費者が主役の社会へ ～契約編①～



2020/5/18更新

高屋中学校3年生：家庭

知っていますか？

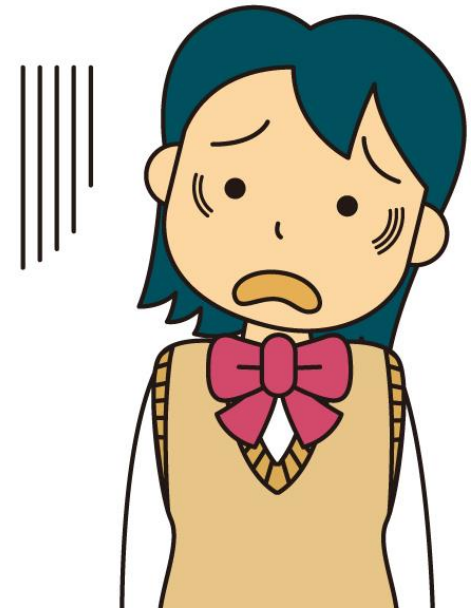
令和4年4月1日から

成年年齢が18歳に！



大人に近づくと・・・

大人になったら何ができるか、
どうしたらトラブルにあわないか、だ
けでなく、「どういう消費行動をとれ
ば社会に貢献できるか」ということ
を学んでおく必要があります。



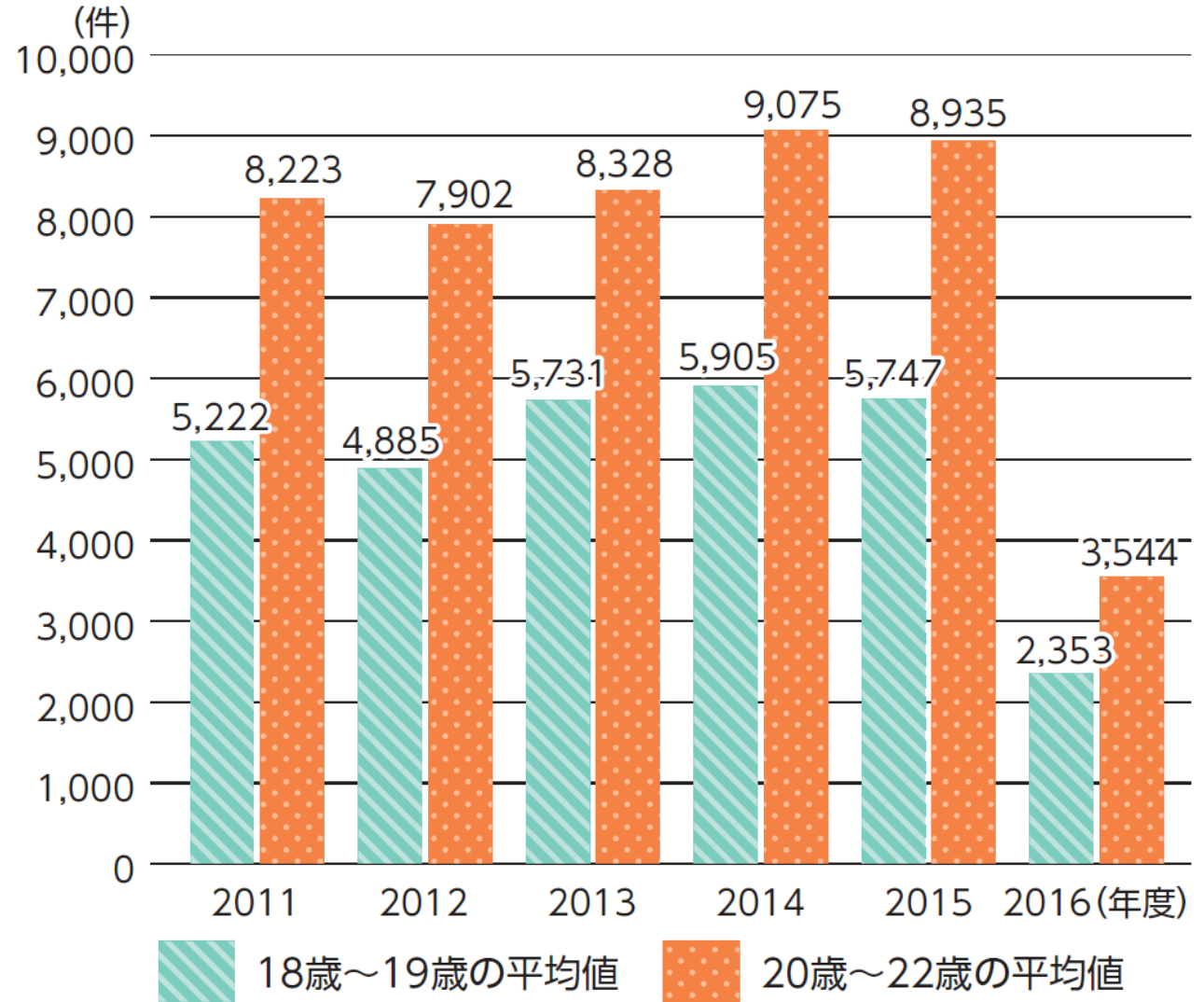
グラフを読み取ろう

国民生活センターの2015年度の統計では、20～22歳の相談件数の平均値は、18～19歳の平均値の約（ ）倍の件数になっています。成年年齢の引き下げに対して、皆さんの被害が増えることが心配されています。

↓
消費者教育をしっかり受けて損をしないようにしよう！

答え 1.5倍

■契約当事者18歳～22歳 年度別相談件数(平均値)



(国民生活センター2016年10月27日報道発表資料)
(PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)への2016年9月30日までの登録分)

消費者が主役の社会へ！

家庭科の教科書P226
キーワードに
マーカーをしておこう！

先生も、おうちの人もみんなも**消費者**！

一人ひとりの消費者の行動は、社会や経済などに大きな影響を与えます。

消費者が主役の社会、「**消費者市民社会**」を実現していくために、あなたに出来ることは？



まずは消費者として今のみなさんにはどれだけの知識があるか
クイズにチャレンジしてみよう！



Q1 店で買い物をするとき、 契約が成立するのはいつ？

1 商品を受け取ったとき。

2 代金を支払ったとき。

3 定員が
「はい、かしこまりました」と言ったとき



Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。
解約できる？

1

解約できない。

2

レシートがあり1週間
以内なら解約できる。

3

商品を開封していな
ければ解約できる。



Q3 15歳の中学生が親に内緒で10万円の
スマートフォンを契約した。この契約は取り消せる？

1

取り消すことはできない。

2

未成年者取り消しが
出来る。

3

保護者が取り消しを
求めたときのみ,未成年者
取り消しができる。



Q4 街で呼び止められ、喫茶店に行ったら勧誘され、断れなくて**10万円**の学習参考書セットを契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることができる？

1

事業者がウソを言って
勧誘した場合は、
クーリング・オフできる。

2

参考書に書き込むなど、商品
を使用していなければ、
クーリング・オフできる。

3

契約してから**8日間**であれば、
クーリング・オフできる。



Q5 ネットショッピングでTシャツを買ったけれど似合わない。クーリング・オフできる？

1

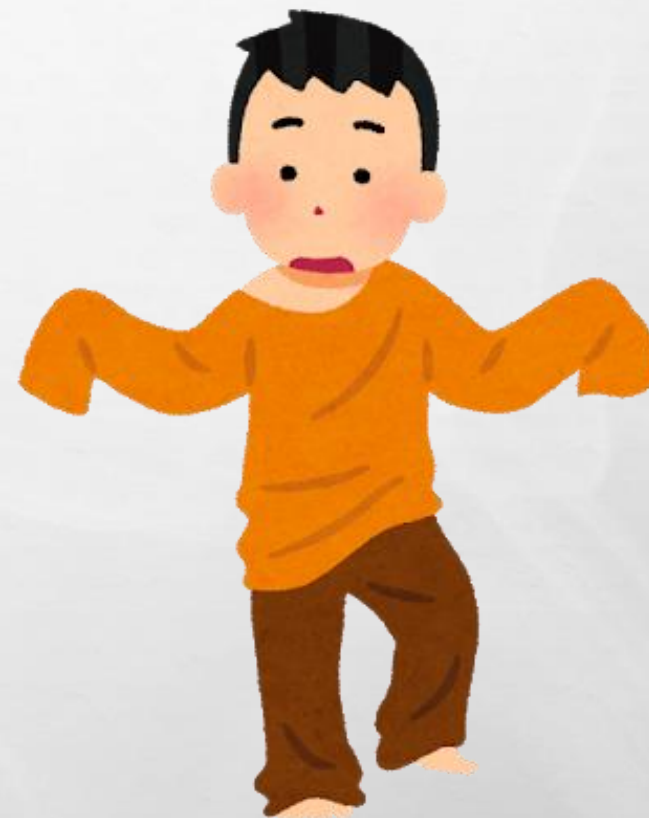
クーリング・オフ
できない。

2

契約してから**14**日間なら
クーリング・オフできる。

3

開封していなかったら
クーリング・オフできる。



答えは契約編②へ

- 「中学生もみんな消費者」は読んでいますか？

クイズに関する内容が書いてあります。

授業でも使いますから、冊子に年・組・番・名前を書いて

1度は読んでみてください。



参考文献

- 消費者庁 社会への扉(平成29年3月)
- 広島県生活センター 消費者トラブル「回避マニュアル」(平成29年7月)
- 東広島市消費者生活センター 中学生もみんな消費者
- 鹿児島県HP 消費者啓発 教材 CONSUMER TROUBLES 標的(ターゲット)は君だった
[HTTPS://WWW.PREF.KAGOSHIMA.JP/AA02/MOVE/5CH/NAVI57.HTML](https://www.pref.kagoshima.jp/aa02/move/5ch/navi57.html)(2020.5.16アクセス)